

<学会レポート>

日本生命倫理学会第 26 回年次大会
「生命倫理学の新紀元へ 哲学および法制度との接続」

生命倫理と制度をつなぐ視座

野崎 亜紀子（京都薬科大学）

はじめに

2014 年度日本生命倫理学会は、森下直貴大会長による講演「生命倫理と生命倫理学」に始まり、大会企画シンポジウム 3、学会企画シンポジウム 1、公募シンポジウム 9、公募ワークショップ 7、一般演題における個別報告 27、ポスター発表 11、「若手論文奨励賞受賞者を囲んで」、ロボットスース展示、のプログラムが組まれた。本大会テーマの副題「哲学および法制度との接続」から、21 世紀の生命倫理学は「社会や人間や自然への接続」を果たすべきである、とする認識の下（大会長挨拶（予稿集およびプログラムに収録））、「社会や人間や自然」に哲学および法制度を位置づけ、生命倫理学との接続を試みようとする意図があったものと理解される。こうした意図と試みについては、本年次大会冒頭の大会長講演および大会企画シンポジウムに現れている。

1. 新紀元の生命倫理学

大会長講演では、社会に存在する複層的で多様なシステム（医療システム、経済システム、政治システム…）内で、生命倫理問題を孕む医科学技術の実践に際してさまざまな立場に立つ人々（専門家、政策決定者、市民、有識者、当事者等）間のコミュニケーション関係をいかに構築し得るかについて、構造化（第 1 階）および再帰的構造化（第 2 階）に止まらない再帰的構造化の構造化（サードオーダー）の必要性と、サードオーダーの倫理学が提唱された。サードオーダーの倫理学においては、各々の者が、各々の抛って立つシステムや自らの立ち位置に固執せず、自ら意識的に第三者の立場に立った上で、自らの立場・主張、他者の立場・主張を受け止めることの可能性が問われた。本講演を受けてのシンポジウムのうち、特に大会テーマとの関係に焦点を当てるならば、メタバイオエシックスとしての哲学的見地と、制度設計に結びつけて生命倫理学上の問題を捉えようとする政策的見地からの諸議論は、法的思考と生命倫理学との接続のあり方を考える筆者の観点から、特に興味深いものであったので、以下限定的に紹介する。

前者の哲学的見地から小松美彦会員は、サードオーダーの倫理学は従来の生命倫理学が行ってきた、〈社会の多様性のただ中でさまざまな立場・思想の交通整理〉を越える問題設定と議論の枠組みとなり得るのか、生命倫理学は生命の倫理学たり得てきたのか、規範としての生命倫理が意味するところは何であるのかの基軸を、生命倫理学は示さねばならない、と応えた。これに対して実践的な政策提言に向けた倫理学の可能性を問う児玉聰会員からは、この学際的研究分野である生命倫理学が、公共政策としての合意・制度化を考えることへの要請を孕み、これに応えるべく合理的に考えることの方法

を提示する必要があること。そのための「異説の枚挙」とそれらの十分な吟味が重要であることと、なおそれに止まらず、一定の結論へと結びつけることの重要性が提示された。この点で、既存の生命倫理学と制度との接合の仕方を示した応答であったと言えよう。

2. 生殖医療基本法をめぐって

本大会の大会企画においては、生命倫理学と法制度設計との接合が意識されたプログラムが構成され、なかでも大会企画シンポジウムⅡでは、野田聖子氏（衆議院議員）の特別講演「生殖医療基本法の意義と課題」とシンポジウム（座長：仁志田博会員、塚田敬義会員）とが実施された。野田氏はこれまで自身が携わってきた発達障害、養子縁組斡旋、選択的夫婦別姓に係る諸問題を挙げ、特に女性が関わる問題の法制度に向けた活動の難しさに加えて、卵子提供を経て出産に至るまでの自らの実体験を踏まえ、不妊および不妊治療に対する社会的理解の欠如等を背景として不妊治療の現場で女性が抱えるさまざまな不安、健康上の懸念に対する責任の一端は立法府の不作為にあると論じた。我が国の不妊女性が少なからず、国外で卵子提供、代理母等により子を得ているその現状を踏まえて、生殖補助技術利用の社会的受容のためにも国内で安全かつ理に適った技術利用を実現するために立法が必要なのである、と。

特別講演後、野田氏がスケジュール上の難しさから退席のため、質疑が無かったことは残念な点であった。政治状況が動く中、恐らくはこうした状況を織り込んでシンポジウムが企画されたのであろう。しかしそうであればこそ、この具体的な題材を前にして、正面から、法的思考と生命倫理学的思考との相克と接合の可能性の問題としてこの課題を位置づけ、根源的に議論・検討するシンポジウムとして企画されるべきではなかったか。この問題意識が同シンポジウムの演者等には理解・共有されていなかったように思われる。国会における審議状況を注視しつつ、特に本学会に所属する法学研究者は、議論を牽引するべく研究を進めなければならない。なお、具体的問題は異にしつつも、この問題意識を持って実践された企画として、公募シンポジウムVIII「再生医療の生命倫理ガバナンスー再生医療新法の倫理的・医学的・法的評価と課題ー」（オーガナイザー：位田隆一会員）があったと聞き及んでいる（筆者は不参加）。また、代理母、代理出産問題を含む生殖補助技術利用の問題を、不妊女性の権利保護という観点から捉える視座が重要であることは言うまでも無いが、他方でこの問題は、卵子提供者、代理懐胎者、そして何より生まれ来る子を含めた社会の問題である。この観点について、本企画シンポジウムで議論されることは少なかったが、公募シンポジウムIX「卵子提供における収奪構造ードキュメンタリーフィルム『卵子提供：美談の裏側』による問題提起ー」（オーガナイザー：柳原良江会員）はこの点を軸に置いた企画であった。生命倫理上の問題を孕む課題は、複層的な視座を持った検討を要する。これらの視座を内包する形で年次大会プログラムが構成されたことは、学術的には勿論、本学会のあり方としても非常に有意義なことである。

3. おわりに

6会場で同時並行して企画が進行する都合上参加できた企画は限られるが、参加した企画はもとより見聞きした情報から、本年次大会においては数多くの実り深い発表・議論が行われた。筆者の参加した企画のなかでも公募ワークショップVI「研究倫理支援の世界へようこそ」（オーガナイザー：武藤香織会員）は、〈《研究を支える事務局スタッフ》を支えること〉の重要性を明らかにするとともに、機関を越えて〈《研究倫理支援》を支援する〉実践活動とも連動する取り組みであり注目される。他、公募シンポジウムIII「変革期の倫理審査委員会：これから10年の課題」（オーガナイザー：田代志門会員）、公募ワークショップVII「研究施設における人由来資料の取り扱いに関するガイダンスの検討」（オーガナイザー：佐藤恵子会員）、その他一般演題における諸報告は、本大会テーマとも密接に結びつく、生命倫理と制度の関係を問う視座を持った企画、内容を持つものであり、大いに知的刺激を受けた。新紀元の生命倫理学として問われた課題は、理論と実践との相互交通のあり方を問う課題であろう。